|  |
| --- |
| 宝塚市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針（案）に対する  パブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表 |

・意見の募集期間　平成28年（2016年）1月4日（月）～2月3日（水）

・意見の受理数　　意見提出者11人（持参3、電子メール6、郵送1、ファックス1）　提出意見数　16件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 該当  箇所 | 意見の概要 | 意見に対する市の考え方 |
| 1 | P1 | （1ページのⅡ　児童生徒数の推移の2段落の部分）  　「また、本紙の状来推計人口を・・・・年少人口は13.4％から12.4％に減少し、さらに10年度の平成37年には11.4％に減少すると予測されています」と表現しているが、推計値でいいので実数をつけて欲しいです。パーンテージではわかりにくいと感じる方々もいらっしゃると思います。統計対応が大変かと思いますがご勘案どうぞよろしくお願いいたします。 | 【計画に反映します】  　ご意見のとおり、計画書に反映します。具体的には、それぞれのパーセンテージの後ろに（　）書きで具体的な人数を記載します。  「年少人口（14歳以下）は13.4%**（30,574人）**から12.4%**（28,024人）**に減少し、さらに10年後の平成37年度（2025年度）には11.4％**（25,405人）**に減少・・・」 |
| 2 | P6 | （6ページの２　大規模校における適正化の手法（１）②の部分）  　大規模マンションの開発により、受入が困難となることが予測される場合は、事前に「開発地域を限定して」通学区域を変更し、「児童生徒数の抑制を図ります」という文面について。  　別の計画「人口ビジョン（案）」では、人口減少に歯止めをかけるため、Ｐ28の2行目で「結婚、出産、子育て世帯の転出を抑制し、転入を促進することとする」とあり、大規模マンションや宅地の開発を進めることは子育て世帯の転入促進のための具体的方法の一つであるととらえられるため、本基本方針においても、出来る限り受入可能な体制を構築し、児童生徒数の増加に応えられるようにして欲しい。要は＜開発＞と＜教育＞の両立を実現させて、子育て世帯の転入を受け入れる住宅とマンションの開発を可能な範囲で進めて、その世帯の子どもが通学出来る環境の整備を整えるという考え方を取り入れていただきたい。調整が大変と思うが宝塚市の将来のため是非実現していただきたい。 | 【今後の施策展開の参考にします】  人口減少の抑制については、本市において重要な取り組みであると認識しています。  　一部地域における住宅開発によって、児童生徒数が急増した学校については、仮設校舎を建設して受け入れを行っているところです。しかしながら、仮設校舎の建設により、さらに運動場が狭くなるなどの問題を抱えており、保護者や地域の皆さまとも課題を共有し、この基本方針に基づき、その対応策について検討していきます。 |
| 3 | P6 | 結論から言えば、本案では、根本的に解決することはできません。全面的に自由に行きたい学校へ行ける制度に改めるべき。小学校では大規模校が問題になっており、通学区域の変更が困難の方法であることは過去に経験済みである学校の統合も同様に困難な方法である。  　通学区域の弾力的な運用は短期的には有効だが、長期的な視点で考えれば、自由選択制にするべき。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　この基本方針では、「適正な学校規模への手法」として、学校の統合や通学区域の変更、通学区域の弾力的運用などを挙げており、今後、適正化が必要な学校において、保護者や地域の皆さんと共に、具体的な対応策について、検討を進めていきます。 |
| 4 | P6 | （6ページのⅢ-1　小規模校における適正化の手法）  児童数が２００人に満たない少児童数校、特に中山五月台小学校と中山桜台小学校の統合を早急にご検討いただきたい。西谷小学校の例外は同意見ですが、前記二校は地理的にも校区が重なり、地域もほぼ同コミュニティです。また児童数だけで考えても当該二校を合わせても中規模校程度です。中山台ニュータウンは高齢化からさらに高齢コミュニティとなっていきます。少子化の影響もあり、児童数の大幅な増加も考えられません。  同二校を統合させて圧縮された学校運営予算を市の教育投資資金とすることや、他の大規模校の設備予算として検討する方が、市財政的にも二校を存続させるよりよほど理に適っていると思います。  　教育という観点からも、成長や学びというキーワードで考えると人数は多い方が競争原理も働きます。将来は海外で活躍する児童もいるでしょうし、小学校で出会う友人の数も彼らの将来の価値観に大きく影響を及ぼすと思います。生涯の友人に出会う児童もいるでしょう。そんな子供たちの視野を広げるのも教育の一環であり、それを行ってくれるのが、多数の友人との出会いではないでしょうか。そんな教育環境の整った宝塚であって欲しいと思います。  　反対意見やその他諸事情も多々あろうかと思いますが、問題は統合するかしないかということよりも、いつ統合をするかということだと思います。議論を先送りしても結局は堂々巡りとなり、その代償は子供たちに向かいます。  　本年度の委員の皆様で統合の英断と、今すぐ着手していただきたく思います。  子供たちのために、前向きな議論を是非とも期待いたします。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　中山五月台小学校は、既に全学年で単学級であり、小規模化が著しい学校として認識しています。今後、「（仮称）適正化検討委員会」において、学校の統合も含め、適正規模化に向けた検討を進めていきます。 |
| 5 | P6 | （6ページのⅢ-2　大規模校における適正化の手法）  　マンションの開発による学童の増加について  　「第一小」は大昔から皆が通いたい学校というブランドがあり、住宅やマンションの売り出し広告を見ても「第一小校区」をメインに出している（第一小は目下飽和状態）。マンションや住宅地を許可する時、新しく宝塚市民になる人に、定員割の学校へ行ってもらう事を条件として許可をおろしてほしい。  　建設許可を下す前にこの条件を納得させること。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　「適正な学校規模への手法」のうち、大規模校における適正化の手法の一つとして、「開発地域の通学区域の変更（児童生徒急増校対策のための校区調整導入基準）」を掲げています。  しかしながら、通学区域が飛び地になり、周辺地域のコミュニティとの関係性などの課題があることから、当該手法については、地域全体で慎重に検討すべき課題であると考えています。 |
| 6 | P8 | （6ページのⅥ　学校規模の適正化の進め方）  （※長文のため、要約内容を記載）  　「（仮称）適正化検討委員会」において、最初に結果ありきの会とすることがないよう、ＰＴＡ及び自治会等の比率を半数以上とするべきである。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　「（仮称）適正化検討委員会」の委員構成例は、「ＰＴＡ・学校評議員・まちづくり協議会・各自治会それぞれの代表、学校長など」としています。ここに行政側として教育委員会事務局の職員等も参画し、協働による適正化の方策を検討していくことを想定していますが、主たる構成員は保護者や地域の代表としています。 |
| 7 | 全体 | 方針案の内容を見ると、宝塚市立小・中学校を取り巻く現状の報告及び課題の説明が大半を占めており、それらを受けて今後、どのようなスケジュール感で、また、どのような進め方で改革を進めていくのかが全く不明であると感じました。  まずは、大まかなスケジュール感を持って、ゴールを意識しながら検討を進めないことには、改革は進んでいかないと感じます。  小中学校の適正配置に関する問題は、あまりにも多くの関係者が存在しており、慎重に議論を進めていかなければならないことは良く理解できます。  ただし、ある程度のスケジュール感を持って、ゴールを意識して改革を進めていかなければ、何も変わらず対症療法的な施策に終始してしまうのではと危惧します。  「（仮称）適正化検討委員会」、いつ立ち上げるのしょうか。「該当地域」とありますが、具体的にどこの地域なのでしょうか（ある程度のゴールが見えていないと、この「該当地域」がどこなのかも決定できないのではないでしょうか）。「（仮称）適正化検討委員会」では何を議論するのでしょうか。この検討委員会の中でも、市がある程度の案を示さなければ、出席者も何に対して議論するのかがよく掴めず、抽象的な議論となってしまうのではないでしょうか。  市が具体案を示すことが出来ないのであれば、それを決定できるメンバー（学校関係者、市民、有識者、行政　等）を集め、他都市事例や政策を参考にしながら、大局的な見地から具体の宝塚市案を作成することも検討すべきではと感じます。  「（仮称）適正化検討委員会」を立ち上げ、地域の課題を明確にすることは結構なことと思いますが、それとは別な動きとして、まず、「あるべき将来像＝ゴール」を検討する作業も必要ではないでしょうか。  以上、素人意見で恐縮ですが、上記で述べた  ①今後の具体のスケジュールと進め方  ②具体的な「あるべき将来像＝ゴール」の策定作業を行う必要性  に対する市の考え方についてご教示いただきますようお願いいたします。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　本基本方針では、市立学校の適正規模及び適正配置の基準や適正化への手法に加えて、留意点や進め方を示したものです。  具体的なスケジュールや適正化の手法については、各学校の抱える課題や地域性により異なってくることから、今後、（仮称）「適正化検討委員会」において、本基本方針に則ってスケジュールや方向性を検討していくことを想定しています  　まずは、適正な学校規模の範囲から外れた学校のうち、深刻な課題のある学校を優先して、適正化に向けた取り組みを進めようとしています。  　この場合、行政が一方的に進めるものではなく、学校、保護者、地域、行政が連携しながら、具体的な方策を検討し、教育環境の整備に努めることとしています。  　そのためには、行政の持つ情報を公開するとともに、抽象的な議論とならないよう留意し、保護者や地域も含めて、具体的な対応について協議を進めていきます。  　具体的なスケジュールについては、本年3月中のパブリック・コメントの公表の後、4月以降、本基本方針に則り、適正化の検討が必要な学校の保護者や地域の皆さまに対して、学校規模に起因する課題を共有するため、それぞれの学校において、説明会等を実施します。  　なお、詳細なスケジュールについては、各学校の抱える課題により、適正化への取り組みの期間が異なるため、一様に規定することは困難であると考えていますが、それぞれの課題に応じて期間を設定し、一定の結論が出るよう、進行管理も重要であると考えています。  　また、「あるべき将来像＝ゴール」の策定作業についての考え方については、課題の抽出段階において、「あるべき将来像」と「現状」のギャップを「課題」として整理していることから、「（仮称）適正化検討委員会」においては、こうした教育委員会の課題認識を示しながら、具体的な検討を進めようとしています。 |
| 8 | 全体 | 校区が変更になると、兄弟がいる場合困る。共働きも多い中、働きながら２つの学校行事、学童への送り迎えは大変。  　もし変更が必要な場合は、兄弟の特例措置をつくるか、どちらでもいい移行期間（自由に通える学校を決められる期間）を設けるなどして欲しい。  　すぐに変更は現実的に厳しいので、何年がかりの話になると思います。その間はプレハブ校舎などで対応して欲しい。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　通学区域を変更する場合であっても、兄弟姉妹への配慮など、特例措置は必要であると考えています。  　適正化の検討に当たっては、保護者の負担とならないよう、十分に配慮しながら進めていきます。  　仮設校舎については、既に大規模校の一部では、児童生徒数の増加による教室数不足により、仮設校舎を設置して受け入れを行っています。  　しかしながら、運動場が狭くなることから、体育等の授業や学校運営に支障をきたしており、さらに、大規模校の一部には、校地面積が狭小であるため、仮設校舎を設置できない学校もあります。こうしたことから、適正化の検討に当たっては、各学校の施設設備の状況や児童生徒数推計等も勘案しながら、仮設校舎の活用も含め、本基本方針に則った適正規模化を進めていきます。 |
| 9 | 全体 | ①学校規模だけでなく通学距離に関しても、現在30分以上かかっている学校の学区適正化ならびに下校時安全対策（特に中学生の部活後の帰宅）を考えてもらいたい。下校に1時間半かかる南ひばりが丘中学校は希望者が下校メールサービスを受けられるように阪神安心サービス（ミマモルメ）など民間企業との契約をしてもらいたい。  ②長期的視点から市端部在住者が近隣市域に越境入学できるようにして欲しい。  特に、宝塚市と川西市は仲が悪いのでお互いの市境に学校を建設しており、互いが不便な思いをして遠距離通学を余儀なくされている。（例：川西中、南ひばりが丘中）  学校給食の問題もあると思うが、何とか解決してもらいたい。  ③小規模学校を少人数学級のモデル校にしてはどうですか？ | 【今後の施策展開の参考にします】  ①について  現行の通学距離に関しては、国の示した基準の範囲内であると考えていますが、相当な通学時間を要する場合など、下校時の安全対策については、関係機関との連携も含め、より安全で安心して登下校できるよう、具体的に検討していきます。  ②について  小学校及び中学校の義務教育は、市町村単位で実施することとしていることから、居住する市町村の設置する学校へ就学することとなります。  現行制度における他市の学校への就学については、受け入れる側の学校の設置者である市町村教育委員会の判断であるため、今後、隣接市と課題を共有していきます。  ③について  　本市では現在、学校の規模に関わらず、小学校1年生から小学校4年生までを対象に少人数学級（35人学級）を進めているところです。小規模校においては、児童数の減少から既に5年生以上においても少人数学級の状態となっています。  　公平な教育環境の確保の面からも、それら小規模校については、この基本方針に基づき課題解決に取り組んでいきます。 |
| 10 | 全体 | （※長文のため、要約内容を記載）  　通学区域の変更により、一部生徒は長距離の通学を要する事になる。この場合、通学手段を基準としつつも、生徒の心身の支障・時間的制約や家庭の事情等によって長距離徒歩通学が不可能又は困難な場合も当然予想されるので、必要に応じて自転車・バス通学も容認しなければならない。  　したがって、生徒の実情に応じた柔軟な通学手段の認容を行うべきであり、この場合、特に低所得者への配慮が重要となる。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　西谷小学校及び西谷中学校以外の学校では、原則として徒歩通学としていますが、一部の学校では、学校長の判断により、バス通学を許可しています。今後も同様の取り扱いとします。  　また、現在も特例的に交通機関での通学を認めている児童生徒のうち、低所得者に係る通学費への配慮については、就学援助制度の通学費補助により、経済的負担の軽減に努めています。 |
| 11 | 全体 | （※長文のため、要約内容を記載）  通学区域の変更に当たっては、生徒の実情を何よりも優先して考慮するものとし、苟もこれに政治的配慮の混入する様なことがあってはならない。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　本基本方針の中でも示しているとおり、子どもを中心とした考えを基本とし、施策を進めていきます。 |
| 12 | 全体 | （※長文のため、要約内容を記載）  　　通学区域の変更に伴う通学路の再検討については、生徒の犯罪被害（痴漢・強盗・暴行・苛め・誘拐・無差別殺人等々）・事故防止の観点から、努めて既存の防犯カメラや防犯灯設置場所を通行する様に配慮し、生徒がこれらの犯罪被害や事故に直面しない事を第一義とすると共に、併せて交通の利便性や通学時間等も考慮して、総合的に慎重検討の上決定されるべきである。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　通学路の指定については、現在も児童生徒の安全を第一に、慎重に決定しているところです。今後も、引き続き児童生徒の安全を第一に、安心して通学できる環境を整備していきます。 |
| 13 | 全体 | ①火災等の災害発生時、上の階の教室に在籍する児童・生徒が逃げ遅れることのないよう、それぞれの学校が適正な在籍人数であることを強く望みます。  ②公立学校の建物の規模であれば、だいたいが７００名が適正収容人数であると以前、お聞きしたことがあります。消防法にもからめて、適正な在籍人数を、有識者等の意見をもとにまとめて、自治体や保護者への周知と徹底し、適正規模にしていけるよう努めていただきますよう、お願いします。  ③現在、過小・過大規模で不便な思いをしている児童・生徒の日頃の教育環境状況を確認したうえで、取るべき措置に踏み込んで頂きますようお願いします。  ④適正な配置については、低学年の児童や、家庭の事情によって、たとえ在籍児童が少なくても現在の学校でないと通学が困難なことも考えられます。  過小傾向にある学校に在籍している子どもたちのニーズを充分に把握したうえで、必要に応じて、統合等の措置をおとり頂きますようお願いします。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　ご意見のとおり、災害時の避難をはじめ、子どもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、取り組みを進めるとともに、子どもたちが等しく、望ましい教育を受けることができるよう、よりよい教育環境の整備に努めます。 |
| 14 |  | ２０年以上も前から学校規模問題については検討及び改善事項であったにも関わらず、今まで具体的な議論と施策が実行されなかったことは大変残念である。また近隣他市に比べ規模適正化への取組姿勢は極めて脆弱であると思う。  　本来最優先して取組むべき課題であるが、長きにわたり先送りしたことで、教育環境格差が極めて深刻な問題へと発展している。また、小学校区単位で運営されているコミュニティ活動や防災への取組などにも地域間格差が顕著となっている。  　とりわけ市内２４の小学校の規模格差は異常であり、教育環境の公平性や均等機会を歪め、結果として過大校及び小規模校では学校行事運営に支障をきたしている。学校教育においては質を確保することは最優先されるべきものであり、現状を直視するならば一刻も早く適正な規模の学校を適正に配置することは、市政執行者の責務である。  　児童・生徒の能力を最大限伸ばすためには、学校規模に起因するこのような問題点を放置することは許されるものではない。「通学区域の変更」「通学区域の分離・新設」及び「通学区域の統廃合」などで調整を行い、規模の適正化を進めて学校の質の向上をはかることは市政の喫緊課題である。 | 【ご意見ありがとうございました】  　宝塚市立小学校及び中学校における教育環境の向上を図るため、本基本方針に則り、学校規模の適正化に取り組んでいきます。 |
| 15 |  | 意見書募集期間について（※長文のため、要約内容を記載）  　意見書の募集期間は、正味１か月しか付与されていない。これでは、市民は到底十分な意見を主張することができない。一定以上実のある内容・規模の意見書を作成する為には、基礎事実の調査、参考資料の収集等が不可欠となり、この為にも当然に相応の時間と労力・経費が必要となる。意見書の作成自体の為にも、相応の時間を要することが明らかであることから、市民が真に十分な意見を開陳するためには、相応の時間が必要なのであり、この為には、最低３か月、出来れば６か月程度の期間を付与する事が望ましい。更に、本件期間付与にしても、開始期間を１月初旬に設定する辺りは、要するに事業年度運営の自己都合に合致する様指定したものと言わざるを得ず、斯かる開始期間設定自体が余りに身勝手で失当である。  　宝塚市パブリック・コメント制度の現状は、本来の目的たる市民から実のある意見を聴取する事が真意ではなく、市側の全くの自己都合の下、表見的・形式的に意見募集を行う事により、一種の「擬制法治・擬制民主主義」を実施しているものであるに過ぎない。詰まり、最初から「原案通りの結論ありき」であって、真実民意を尊重する意向等は、それこそ金輪際・片鱗も看取し得ないと言う事である。  　よって、意見書の期間付与に関しては、社会の全階層の意見を広範且つ十分に聴取する必要の観点からして、３乃至６か月の期間付与を求めるものとし、これにつき爾後宝塚市の改善を切実に希求するものである。 | 【今後の取組の参考とします】  本市では、計画や政策等の立案から決定までの過程で、その内容を市民に明らかにし、意見の提出を求めることによって、市政への市民参画を促進するとともに、分かりやすい市政運営を推進することを目的として、宝塚市市民パブリック・コメント条例を平成17年4月に施行しました。同条例では第7条第2項において、「意見等の募集期間は、原則として30日以上とし、実施機関が意見等の募集の際に明示する」と規定しています。  　この募集期間は、市民の皆さんが意見を提出するために必要な期間を考慮するとともに、市の計画や政策等の決定に要する期間等を踏まえて定めたもので、国や県、他市のパブリック・コメント手続きにおいても同様の期間となっており、現時点では適切な期間と考えています。  　ご意見にある「3か月乃至6か月程度の募集期間」を設けることは、計画や政策等を決定する際に求められる迅速性や行政運営の効率性等の面で課題もありますので、今回いただきましたご意見につきましては、パブリック・コメント手続きの運用状況の評価等を行うパブリック・コメント審議会からもご意見をいただきたいと考えています。  　今後も、市民の皆さんやパブリック・コメント審議会のご意見を踏まえて、よりよいパブリック・コメント手続きをめざしてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。 |
| 16 |  | 基本方針では「地域コミュニティの核としての学校」への配慮が明記されています。学校が単に児童生徒のための施設ではなく、地域の中で様々な機能を有していることは確かにそのとおりだと思います。しかし、地域コミュニティが学校という施設を核として活動していることは、単なる結果に過ぎません。むしろ、宝塚市の現状として、地域のコミュニティそのものが、学校を単位として形成されている（形成されていく）ことに問題の本質があります。地域との関わりが希薄だと言われる現代の都市生活では、従前からの自治会組織等は形骸化し、その機能を十分には果たせなくなりつつあります。それに代わって宝塚市では学校（校区）を地域の概念とした新しいコミュニティが形成されているのです。（これは行政が施策として主導した結果（成果）です。）  　例えば、宝塚小学校は、明治初頭に旧川面村の有志らの手で川面小学校として開校して以来、ほぼ旧村の地域をもってその校区としていたため、結果として校区を単位としたコミュニティと近世来の地域コミュニティは等しい意味を持っていました。しかし、昭和５０年代には児童数増に対応しきれず、校区（旧村の地域）の一部の分校を余儀なくされた歴史があります。この時に校区変更の対象となった地区では、歳月の経過とともに新しい小学校を核とした新しいコミュニティが形成される一方、地域住民の方々の意識の中では徐々に旧村時代の一体感が希薄になっていて、そのことを残念だとする意見は双方に少なくありません。  　このように、**学校（校区）を単位とした地域コミュニティが確立されている現状で、その校区を再編するということは、単に対象地区の子供たちが通う学校が変更になるだけでなく、その地域に根付いた既存のコミュニティの枠までを組み替えてしまうことを意味しています。**  　子どもたちの教育環境を確保することは大切な課題に違いありません。まして、施設的な限界（教室不足）によって現実に児童生徒が収容できないとなれば、校区再編はやむを得ないことかもしれません。しかし、**少なくとも学校規模や通学路事情、通学所要時間といった教育上の「合理的な理由」のみによって新たな校区の線が引かれ、そのことで、地域が長い歳月をかけて築き上げた住民間の絆、大切に守り続けてきたコミュニティが解体、分断されることには強い抵抗を感じます。**  　特に宝塚小学校のように旧村時代（市制発足以前）からの歴史を持つ学校は、そこで活動するコミュニティにも同等か、それ以上の長い歴史があります。その歴史を変える判断には相応の覚悟を持って挑んでいただく必要があります。今回、学校を子どもたちの教育施設としてだけでなく、地域にとっても重要な施設であると位置づけている点は大いに評価しますが、行政の皆様には、さらにもう一歩踏み込んだ議論を期待します。 | 【今後の施策展開の参考にします】  　ご意見のとおり、通学区域は地域コミュニティとも深く関係することから、教育的観点のみならず、地域の様々な事情を総合的に考慮して検討していきます。 |